

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会 (秋田県版子ども・子育て会議) に関する根拠

◆秋田県版子ども・子育て会議の設置

①子ども子育て支援法第77条第4項

都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

②秋田県社会福祉審議会条例第8条

審議会は、児童福祉専門分科会に、次に掲げる事務について調査審議するための部会を設けるものとする。

第2号 子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務

◆秋田県版子ども・子育て会議が処理する事務

①子ども・子育て支援法第77条第4項第1号

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

②子ども・子育て支援法第62条第5項

都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

③子ども・子育て支援法第77条第4項第2号

当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

④秋田県子ども・子育て支援条例第8条

知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならぬ。

第3項 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。